ロ　規則第三十四条の十六第十項本文に規定する事業再生会社（同項本文又は同条第十一項本文の規定の適用を受けるものを除く。）

ハ　規則第三十四条の十六第十項に規定する地域活性化事業会社（同項本文の規定の適用を受けるものを除く。）又は規則第三十四条の二十三の二第一項に規定する特例事業再生会社（同条第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。）若しくは同条第二項の規定の適用を受ける会社

（他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第五十四条の二の三　標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（第十八条第四項に規定する他の金融機関等をいう。第五十四条の四の二、第百五十六条の二の三及び第百五十六条の四の二において同じ。）の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセント（第五十四条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては四百パーセントとし、同条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーにあっては百パーセントとする。）とする。

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第百四十四条　第五十四条第一項、第三項及び第四項の規定は、内部格付手法採用行が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあり、及び同条第四項中「株式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。）に対するエクスポージャー（第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスポージャー（第百四十五条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

（他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第百五十六条の二の三　内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第百三十一条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（ＥＡＤをいう。）に二百五十パーセント（第五十四条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては四百パーセントとし、第百四十四条において準用する第五十四条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーにあっては百パーセントとする。）のリスク・ウェイトを乗じた額とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第五十四条の二の三　標準的手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第三十四条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等（第十八条第四項に規定する他の金融機関等をいう。第五十四条の四の二、第百五十六条の二の三及び第百五十六条の四の二において同じ。）の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセント（第五十四条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては、四百パーセント）とする。

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第百四十四条　第五十四条第一項及び第三項の規定は、内部格付手法採用行が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第五十四条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスポージャー（第百四十五条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

（他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）

第百五十六条の二の三　内部格付手法採用行が国内基準行である場合にあっては、第百三十一条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通株式等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（ＥＡＤをいう。）に二百五十パーセント（第五十四条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあっては、四百パーセント）のリスク・ウェイトを乗じた額とする。